

## 従業者の適切な員数の確保について

居宅介護や重度訪問介護等を行うなかで、指定基準上、必要となる介護職員の常勤換算2.5人以上を満たしていますか？

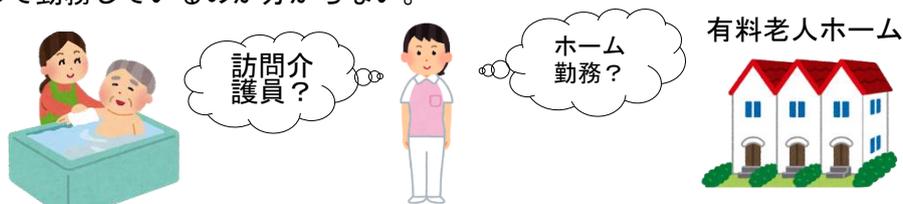
○サービス利用者数が少ない月があったので、介護職員の勤務時間を減らし、常勤換算で2.5人未満となった。

○午後からの日帰り出張や、事務職員として勤務していた時間も、勤務延時間に含めていた。

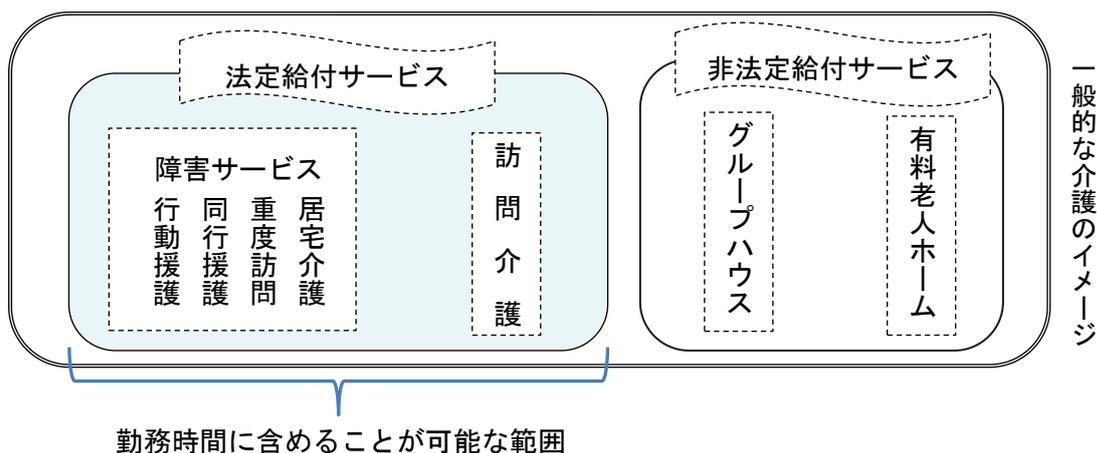
「勤務延時間数」とは、「勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間（又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む））として明確に位置づけられている時間の合計数」のことです。

法定給付サービスの事業所（居宅介護や訪問介護事業所など）が、有料老人ホームやグループハウスと併設されている場合、職員の勤務や勤務表が区分されていますか？

○従業員自身が、自分が居宅・訪問介護事業所のヘルパーとして勤務しているのか、有料老人ホームの職員として勤務しているのか分からない。



○有料老人ホームでの勤務時間を、居宅・訪問介護事業所のヘルパーとしての勤務時間に含めている。



旭川太郎さんが、居宅介護事業所と、併設する有料老人ホームの両方に4時間ずつ勤務している場合

**従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表**

職種	勤務形態	氏名	第1週							~	第4週							合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数	
			1	2	3	4	5	6	7	~	22	23	24	25	26	27	28				
			月	火	水	木	金	土	日	~	月	火	水	木	金	土	日				
日中支援	介護員	常勤・兼務	旭川 太郎	8	8	8	8	8			~	8	8	8	8	8			160	40.0	1.0
											~							0	0.0	0.0	
	合計			8	8	8	8	8	0	0	0	8	8	8	8	8	0	0	160	40.0	1.0
4週間に当該事業所・施設における常勤職員の勤務すべき時間数→													160	時間←必ず記入							

常勤換算で0.5  
=非常勤

居宅・訪問介護と、有料で勤務時間を区別  
(有料の時間を、勤務形態一覧表の時間から除外する)

常勤換算で1以下になる

**居宅介護・訪問介護事業の従業者の体制及び勤務形態一覧表**

職種	勤務形態	氏名	第1週							~	第4週							合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数	
			1	2	3	4	5	6	7	~	22	23	24	25	26	27	28				
			月	火	水	木	金	土	日	~	月	火	水	木	金	土	日				
日中支援	介護員	非常勤・兼務	旭川 太郎	4	4	4	4	4			~	4	4	4	4	4			80	20.0	0.5
											~							0	0.0	0.0	
	合計			4	4	4	4	4	0	0	0	4	4	4	4	4	0	0	80	20.0	0.5
4週間に当該事業所・施設における常勤職員の勤務すべき時間数→													160	時間←必ず記入							



↑ 指導監査課提出用

**有料老人ホーム事業の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表**

職種	勤務形態	氏名	第1週							~	第4週							合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数	
			1	2	3	4	5	6	7	~	22	23	24	25	26	27	28				
			月	火	水	木	金	土	日	~	月	火	水	木	金	土	日				
日中支援	介護員	非常勤・兼務	旭川 太郎	4	4	4	4	4			~	4	4	4	4	4			80	20.0	0.5
											~							0	0.0	0.0	
	合計			4	4	4	4	4	0	0	0	4	4	4	4	4	0	0	80	20.0	0.5
4週間に当該事業所・施設における常勤職員の勤務すべき時間数→													160	時間←必ず記入							

○管理者兼サービス提供責任者が、有料老人ホームの業務も兼務している場合、「専らその職務に従事する常勤」職員に該当しなくなってしまう。

「専ら従事する」とは？

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます（常勤・非常勤の別を問いません）。

○常勤として配置されるべきサービス提供責任者が、非常勤になってしまう。